

第 1 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 8 年 1 月 1 9 日 (月) 午 前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 1 岡安 俊也 ・ 2 川邊 千秋 ・ 3 北澤 奈帆美 ・ 4 田村 明
5 前川 洋子 ・ 8 喜多 義幸 ・ 9 木下 伸裕 ・ 10 小粥 文夫
12 藤田 直樹 ・ 19 太田 義政 ・ 21 坂野 大徹 ・ 23 水谷 隆
以上 1 2 名

欠 席 委 員 11 清水 喜代己 ・ 13 丸山 耕一

出席部会員外委員

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事務局職員 辻岡事務局長 ・ 加賀事務局次長 ・ 和田主査

総合支所 河芸 : 本郷担当副主幹 芸濃 : 柴田担当副主幹
美里 : 谷川担当主幹 安濃 : 江副担当副主幹
香良洲 : 柴山担当副主幹

議事録署名者 21 坂野 大徹 ・ 23 水谷 隆

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 時効取得による所有権の移転について
報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 6 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 7 号 非農地証明願について
議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規定による意見書の提出について (賃貸借権、使用貸借) < 別冊 >
議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による意見書の提出について (所有権移転) < 別冊 >

議 事 の 大 要

議 長 それでは、第1回の農地部会を始めさせていただきます。
本日の欠席は11番 清水 喜代己委員、13番 丸山 耕一委員の2名
でございます。出席委員は12名となります。
本日の議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。21番 坂
野 大徹委員、23番 水谷 隆委員、よろしく願いいたします。
それでは初めに、会長先決の報告事項に入ります。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお
願いいたします。
15ページをご覧ください、報告第2号、15ページ下の合計欄の内訳につ
きまして、田、「58, 321. 88㎡」を「63, 114. 88㎡」、そし
て、その他、「4, 811. 44㎡」を「18. 34㎡」に訂正をお願いいた
します。
つづきまして、28ページをご覧ください。議案第5号、番号8、譲受人の
氏名ですが、「_____」につきまして、名前の漢字を「_____」から「
_____」に訂正をお願いいたします。
訂正は以上でございます。

それでは、議案書の1ページから2ページお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ござい
ます。
番号1から11で、件数は11件、合計面積は15, 114. 82㎡で、そ
の内訳は田が12, 201. 82㎡で畑が2, 913. 00㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解
約したものであります。

3ページから15ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から17で、件数は17件、合計面積は76, 396. 05㎡で、そ
の内訳は田が63, 114. 88㎡、畑が13, 262. 73㎡、その他が1
8. 44㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性があり
ますので、届出人に対して指導しております。

16ページをお願いします。
報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
番号1 申請地は畑で、取得年月日は平成6年11月28日でございます。
以上、件数は1件、合計面積は6. 98㎡で、すべて畑でございます。
この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の
所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

17ページをお願いします。

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

番号2、番号3 駐車場用地

番号4 山林用地

以上、件数は4件、合計面積は1,001.00㎡で、その内訳は田が276.00㎡で、畑が725.00㎡でございます。

18ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

番号2 進入用道路

番号3 一般個人住宅用地

番号4 鍼灸院用地

以上、件数は4件、合計面積は969.00㎡で、すべて畑でございます。

19ページをお願いします。

報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 _____、主たる耕作物 ブルーベリー、耕作面積 田で 0.15ha。

番号2 _____、主たる耕作物 ブルーベリー、耕作面積 田で0.47ha。

以上、件数は2件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、20ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 藤水、申請地 垂水法ヶ広、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,505㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森上野町小森川、登記地目・現況地目とも田、面積 923㎡ 外3筆、合計面積 3,787㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号3、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町中山、登記地目・現況地目とも畑、面積 495㎡ 外1筆、合計面積 990㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号4、地区 雲出、申請地 雲出本郷町二ノ割、登記地目・現況地目とも田、面積 2, 297㎡ 外5筆、合計面積 7, 600㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は相手方の要望のためです。

21ページをお願いいたします。

番号5、地区 雲出、申請地 雲出本郷町大日堂、登記地目・現況地目とも田、面積 314㎡ 外5筆、合計面積 5, 473㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方による耕作不便のためです。

番号6、地区 新町、申請地 南河路結縁寺、登記地目 田、現況地目 畑、面積 285㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は相手方の要望のためです。

番号7、地区 大里、申請地 大里山室町西川原、登記地目・現況地目とも畑、面積 174㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方による耕作不便のためです。

22ページをお願いいたします。

番号8、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野、登記地目・現況地目とも畑、面積 314㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は相手方の要望のためです。

番号9、地区 神戸、申請地 野田高栗、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 889㎡ 外1筆、合計面積 3, 276㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は営農縮小のためです。

番号10、地区 神戸、申請地 野田梁瀬、登記地目・現況地目とも畑、面積 15㎡ 外1筆、合計面積 22. 31㎡。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は耕作不便のためです。

番号11、地区 楡形、申請地 分部赤坂、登記地目・現況地目とも田、面積 295㎡ 外9筆、合計面積 2, 016. 91㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は事業継承のためです。

23ページをお願いいたします。

番号12、地区 黒田、申請地 河芸町三行高城、登記地目・現況地目とも田、面積 2, 040㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号13、地区 安西、申請地 芸濃町北神山川向、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 551㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は贈与のためです。

番号14、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本下モ田、登記地目・現況地目とも田、面積 3, 626㎡ 外6筆、合計面積 8, 017㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は耕作不便のためです。

24ページをお願いいたします。

番号15、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本森、登記地目・現況地目とも畑、面積 252㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は贈与のためです。

番号16、地区 辰水、申請地 美里町家所相堂、登記地目・現況地目とも畑、面積 60㎡ 外3筆、合計面積 637㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は16件、合計面積は37,940.22㎡で、このうち田が29,870.22㎡で、畑が8,070㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 藤水、お願いします。

北澤委員 3番、北澤です。現地確認したところ、特に異常は見られませんでしたので、よろしくお願いいたします。

議長 番号2、番号3、地区 高茶屋、お願いします。

北澤委員 3番、北澤です。こちらも現地確認したところ、特に異常はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

議長 番号4、番号5、地区 雲出、お願いします。

北澤委員 3番、北澤です。こちらも現地確認したところ、特に異常は見られませんでしたので、よろしくお願いいたします。

議長 番号6、地区 新町、お願いします。

川邊委員 2番、川邊でございます。1月9日に現地確認しました。問題ございません。そして後日、地元推進委員とも電話で協議して、問題ないということですので、よろしくお願いいたします。

議長 番号7、地区 大里、お願いします。

岡安委員 1番、岡安です。確認しました。問題はございません。よろしくお願いいたします。

議長 番号8、地区 高野尾、お願いします。

岡安委員	1番、岡安です。これも確認させていただきました。問題はございません。よろしく願いいたします。
議 長	番号9、番号10、地区 神戸、お願いします。
前川委員	5番、前川です。地元推進委員さんも特に問題ないということですので、よろしく願いいたします。
議 長	番号11、地区 楯形、お願いします。
前川委員	5番、前川です。1月9日に地元推進委員さんと現地確認いたしました。特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。
議 長	番号12、地区 黒田、お願いします。
喜多委員	8番、喜多です。8日に現地を確認しましたが、何ら問題ございませんので、よろしく願いいたします。
議 長	番号13、地区 安西、お願いします。
木下委員	9番、木下です。1月9日、推進委員さんと現地確認いたしまして、問題なしです。よろしく願いいたします。
議 長	番号14、15、地区 棕本、お願いします。
小粥委員	10番、小粥でございます。1月9日に現地確認しましたところ、特に問題ありませんので、よろしく願いいたします。
議 長	番号16、地区 辰水、お願いします。
事務局	事務局です。清水委員欠席ですので、番号16、美里町に地元推進委員と現地確認を行ったところ、問題がなかったため清水委員にお伝えしたところ、問題ありませんとのことでしたので、よろしく願いいたします。
議 長	分かりました。ありがとうございました。 番号1から番号16について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第1号について許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事務局	25ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、で

ございます。

番号1、地区 一身田、申請地 一身田中野興、登記地目・現況地目とも田、面積 773㎡ 外1筆、合計面積 1,510㎡。

借受理由は営農拡大のため、貸渡理由は労力不足のためです。

以上、件数は1件で、合計面積は1,510㎡で、全て田でございます。

この案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 一身田、お願いします。

田村委員 4番、田村です。1月9日に現地確認を行いました。事務局説明のとおりで問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号1について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 26ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。
番号1、地区 楡形、申請地 殿村井戸、登記地目・現況地目とも畑、面積 242㎡。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
許可証の交付につきましては、都市計画法43条との同時許可となります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 楡形、申請地 殿村井戸、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 65㎡ 外1筆、合計面積 198㎡。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

昭和56年頃から農業用倉庫を建築して利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 辰水、申請地 美里町家所大石、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 128㎡ 外1筆、合計面積 351㎡。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫及び擁壁・駐車場等とするものです。

昭和51年頃から農業用倉庫等を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 明合、申請地 安濃町田端上野西観、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 19㎡。

これにつきましては、申請地を進入用路とするものです。

平成4年頃から車両の乗り入れをするために使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、面積が810㎡で、このうち田が356㎡で、畑が454㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1と番号2、地区 櫛形、お願いします。

前川委員 5番、前川です。1月9日に地元推進委員さんと現地確認し、事務局の説明どおり特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長 番号3、地区 辰水、お願いします。

事務局 事務局です。こちらも、清水委員欠席ですので、番号3の1月9日、地元推進委員と事務局で現地確認を行い、問題なかったことで清水委員にお伝えしたところ、問題ありませんとのことでしたので、よろしくお願いします。

議長 番号4、地区 明合、お願いします。

藤田委員 12番、藤田です。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 番号1から4について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 27ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 安東、申請地 安東町稲角、登記地目・現況地目とも畑、面積 219㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 白塚、申請地 白塚町石神、登記地目・現況地目とも田、面積 22㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地の進入路とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 一身田、申請地 一身田町三ノ坪、登記地目・現況地目とも田、面積 985㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は409㎡、パネル設置率は41.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 楡形、申請地 分部大谷、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 175㎡ 外3筆、合計面積 1,696㎡。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫・農業用資材置場・集荷調整施設用地とするものです。

平成2年頃から農業用施設用地等として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第1種農地及び第2種農地と判断されます。

番号5、地区 楡形、申請地 分部大谷、登記地目 田、現況地目 山林、面積 277㎡ 外1筆、合計面積 696㎡。

これにつきましては、申請地を植林しようとするものです。

昭和60年頃に植林した旨の始末書の提出がありますから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

28ページをお願いいたします。

番号6、地区 楡形、申請地 分部赤坂、登記地目・現況地目とも畑、面積 528㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は155㎡、パネル設置率は29.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7 地区 明、申請地 芸濃町林曾武、登記地目・現況地目とも畑、面積 226㎡ 外1筆、合計面積 673㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は415㎡、パネル設置率は61.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 明、申請地 芸濃町中縄滝ヶ谷、登記地目・現況地目とも畑、

面積 991㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は427㎡、パネル設置率は43.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 明、申請地 芸濃町忍田松山、登記地目・現況地目とも畑、面積 929㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は340.98㎡、パネル設置率は36.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 香良洲、申請地 香良洲町大新田、登記地目・現況地目とも畑、面積 403㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は187.4㎡、パネル設置率は46.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は10件、合計面積は7,142㎡で、このうち田が1,703㎡で、畑が5,439㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 安東、お願いします。

川邊委員

2番、川邊でございます。1月9日に安東地区の地元推進委員3名と私と事務局と確認したところ、問題ございませんので、よろしく願いをいたします。

議 長

番号2、地区 白塚、お願いします。

田村委員

4番、田村です。1月9日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

議 長

番号3、地区 一身田、お願いします。

田村委員

4番、田村です。こちらも1月9日に地元推進委員と現地確認を行いました。こちらについても問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

議 長

番号4から番号6まで、地区 櫛形、お願いします。

前川委員

5番、前川です。1月9日に地元推進委員と現地確認し、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長

番号7から番号9、地区 明、お願いします。

小粥委員	10番、小粥でございます。各案件とも1月9日に現地確認したところ、特に問題ありませんので、よろしく願いいたします。
議 長	番号10、地区 香良洲、お願いします。
北澤委員	3番、北澤です。現地確認したところ、特に異常はありませんでしたので、よろしく願いいたします。
議 長	番号1から番号10について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>29ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。</p> <p>番号1、地区 栗真、申請地 栗真小川町山脇、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 149㎡ 外3筆、合計面積 817㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を3年間、建築足場資材置場として一時転用するものです。</p> <p>令和5年1月18日に許可済みの案件であり、転用期間を延長したい旨の経緯書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、農用地区域と判断されます。</p> <p>以上、件数は1件、合計面積は817㎡で、このうち田が668㎡で、畑が149㎡でございます。</p> <p>この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>説明終わりましたので、地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1、地区 栗真、お願いします。</p>
坂野委員	21番、坂野です。1月9日、水谷農業委員、それから地元推進委員と現地確認をしました。特に問題ないと思われれます。よろしく願いいたします。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。よろしいか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>

議 長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>30ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。</p> <p>番号1、地区 明、申請地 芸濃町林曾武、登記地目・現況地目とも畑、面積 366㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は1件で、合計面積は366㎡で、全て畑でございます。</p> <p>この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1、地区 明、お願いします。</p>
小粥委員	<p>10番、小粥でございます。現地確認の結果、特に問題ございませんので、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>分かりました。</p> <p>番号1について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第6号について許可をすることに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第7号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>31ページをお願いいたします。</p> <p>議案第7号 非農地証明願についてでございます。</p> <p>番号1、地区 大里、対象地 大里山室町西川原、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 529㎡。</p> <p>これにつきましては、令和7年度土地・家屋名寄帳兼課税台帳により、対象地に昭和29年頃から土地に家を建築し、現在に至ることが確認できます。</p> <p>以上、件数は1件、合計面積は529㎡で、全て畑でございます。</p> <p>この案件につきましては、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。</p>

番号1、地区 大里、お願いします。

岡安委員 1番、岡安です。現地確認をさせていただきました。問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 番号1について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第7号について証明することといたします。

次に、別冊の議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）でございます。

1ページから30ページで、件数は111件、合計面積は395,610㎡で、このうち田が364,037㎡、畑が29,945㎡、その他が1,628㎡でございます。

意見の提出につきましては、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっております。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

また、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明は終わりました。

今回の案件のうち、まず初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件についてをご審議いただきたいと思います。

整理番号40、42から44、46、48、50、52、53、56、57、59、61、62、64、66から68、70、79、80、84、85、87、89、90、92、94、97、99、101から103、105、についてです。

_____委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議 長 該当14ページから22ページ、それから24ページから28ページまで、ご審議をお願いいたします。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。
それでは、入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、次に議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。ありがとうございます。
それでは、これらの案件につきまして適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することといたします。ありがとうございました。
次に、議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する第19条第3項の規定による意見書の提出について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 31ページをお願いいたします。
議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見書の提出について（所有権移転）でございます。
件数は2件、合計面積は1,600㎡で、全て畑でございます。
これらは農地中間管理機構を活用した売買事業であり、意見の提出については、市町村は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。
また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、促進計画を作成します。
今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、ご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。

それでは、これらの案件につきまして適正であると認め、市長に意見書として提出することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって第1回第1農地部会を終了いたします。

午前10時40分

上記は、第1回第1農地部会の議事を録したものである。

令和8年 月 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____